

【記載例(2)-1】
預かり保育のみ

記入者（施設等利用給付認定保護者）

記入日 令和 8 年 1 月 15 日

請求書と同じ日付を記入してください。

施設等利用費の請求に係る内訳書 B（償還払い用）

「預かり保育事業」、「在籍園が、預かり保育事業を実施していない場合や、提供量が十分な水準ではない場合に利用した」「認可外保育施設」「一時預かり事業」「病児保育事業」「子育て援助活動支援事業」

【令和 7 年 10 月 ～ 令和 7 年 12 月請求分】

・3ヶ月分をまとめて1枚で記入してください。

1 認定子ども(認定子どもごとに作成してください)

フリガナ	コドモ ハナコ	生年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
氏名	こども 花子		

・利用したお子様の氏名等を記入してください。
・生年月日は和暦で記入してください。

2 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園部について記入

フリガナ	〇〇〇ヨウチエン	所在地及び連絡先 (市外の場合のみ記入)	電話
施設名	〇〇〇幼稚園		
請求期間における在籍状況		☒ 期間中在籍	☐ 途中入園した ☐ 途中退園した
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入		年 月 日	

・在籍している施設名を記入してください。
・市外の場合のみ所在地等を記入してください。

・途中入退園があった場合は、その年月日も記入してください。

3 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※1)

※①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白、裏面等に記載してください。

①	フリガナ	所在地及び連絡先 (市外の場合のみ記入)	電話
	施設又は事業所名		
②	フリガナ	所在地及び連絡先 (市外の場合のみ記入)	電話
	施設又は事業所名		
③	フリガナ	所在地及び連絡先 (市外の場合のみ記入)	電話
	施設又は事業所名		

・預かり保育事業のみ利用した場合や、※1の要件に該当しない場合には、記入不要です。

・在籍園に支払った金額(a)及び認可外保育施設等に支払った金額(d)の合計が、「高松市施設等利用費請求書」裏面「実際に支払った利用料の額」の合計と同額になるようにしてください。

※1 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は、預かり保育事業を実施していない場合や、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

4 在籍園の「預かり保育事業」と「認可外保育施設等」の利用(※2参照)における施設等利用費の請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※2 ※3	請求金額 (「c+d」)か、 月額上限額の 低い方を記入) ※4
	在籍園に支払った金額(a) ※3	利用日数	対象額(b) (450円× 利用日数)	aとbの金額の 低い方を記入 (c)		
令和 7 年 10 月	6,600 円	22 日	9,900 円	6,600 円	円	6,600 円
令和 7 年 11 月	6,000 円	20 日	9,000 円	6,000 円	円	6,000 円
令和 7 年 12 月	4,800 円	16 日	7,200 円	4,800 円	円	4,800 円

・請求金額合計が、「高松市施設等利用費請求書」裏面「請求金額」の合計と同額になるようにしてください。

・利用がなかった月がある場合は、その月は0円と記入してください。

※2 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業を実施していない場合や、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※3 上記で記入した「在籍園に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証と、特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は月額11,300円、第3号の場合は月額16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額（11,300円又は16,300円）を記入してください。

※5 保育の必要性の認定を受けた方が利用した場合、利用日数に応じて（日額450円×利用日数）、上限月額11,300円（住民税非課税世帯の満3歳児の上限月額16,300円）までの範囲で利用料が無償化されます。

注）本内訳書は、償還払いの頻度が年4回(3か月毎)の場合としています。